

都道府県等の条例における「差別解消に向けた仕組み」や「規制的措置」の比較

1. 差別全般

高知県人権尊重の社会づくり条例 指導・助言

(県の責務等)

第2条 (略)

2 (略)

3 知事は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な指導及び助言をすることができる。

※ この条項は、必要な場合には人権侵害を認めた人に対して、啓発することを想定しているものだが、平成27年9月16日時点(本条例の施行は平成10年4月1日)では事例はないとのことである(平成27年9月16日付け高知県文化生活スポーツ部人権課文書)。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例 相談

(人権に関する相談)

第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。) その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介

(3) 関係機関と連携した相談者の支援

(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 被害に係る支援

(人権侵害による被害に係る支援)

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

☆ 他の県等の人権尊重条例では、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」で市の「事業の推進」(第4条第1項)として「相談ネットワークづくり」を例示として挙げているほか、差別解消に向けた仕組みや規制的措置について規定しているものは確認できない。

2. 部落差別

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例 説示→勧告

(部落差別への取組)

第8条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。

3 県は、第1項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。

4 県は、第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。

5 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。

6 県は、第2項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

※ 部落差別の禁止規定の違反者に対する説示→勧告を規定。

なお、部落差別を行ったかどうかの判断は誰が行うのか、また、説示や勧告は誰が行うのかという点について、県当局が「部落差別か否かの判断については、知事が行います。また、部落差別を行った者に対し、知事の指揮監督の下、県職員が部落差別は許されないものであるということを説示し、今後、部落差別を行わないように促します。その上で、これに従わない場合は勧告を行います。」と答弁するとともに、仁坂知事も「3条の対象になるようなことを誰かがやれば、そりゃいかなのじゃないかということで私が判断して説諭をしたりする」と答弁している（令和2年2月和歌山県議会定例会会議録第5号）。

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例 指導・助言→規制→申出→勧告→公表

（指導及び助言）

第8条 知事は、県民及び事業者に対し結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

（規制）

第9条 事業者は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、自ら調査し、又は調査を受託してはならない。

（申出）

第10条 前条の規定に違反する行為の対象とされた者又は当該行為の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

（勧告等）

第11条 知事は、事業者が第9条の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反に係る行為を中止し、及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例 指導・助言→申出→勧告→公表

（指導及び助言）

第十一条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(申出)

第十二条 調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第十三条 知事は、事業者が調査を行い、依頼し、又は受託したと認めるときは、当該事業者に対し、当該調査を中止すべき旨並びに結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 知事は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。
- 4 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

※ 「調査」とは、「結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査」をいう(第10条第2項)。

※ 「徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例」及び「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」においても、指導・助言→申出→勧告→勧告に従わない場合の公表(ただし、指導・助言、申出、勧告それぞれの関係性は条文上明らかではない。)という同趣旨の仕組み(ただし、これらの条例における勧告及び公表の対象者は「県内事業者」に限定)が規定されている。

なお、熊本県条例も含め、これらの仕組みの対象となる差別行為は、結婚及び就職に際しての部落差別事象(特に、調査)に限定され、また、勧告及び公表の対象者も事業者に限定されていることに留意が必要。

☆ 「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」では、興信所・探偵社業に係る規制的措置(罰則含む。)を定めるほか、土地調査等を行う者について、遵守事項→指導及び助言→勧告→事実の公表を定めている(令和2年11月19日特別委員会資料参照)。

☆ 都道府県等の部落差別に関する条例における仕組みや規制的措置については、いずれについても審議会等への諮問等の規定はなし。

☆ 「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」には、「相談体制の充実」(第6条)のほか、特に差別解消に向けた仕組みや規制的措置についての規定なし。

☆ 市町村レベルでは、例えば、「湯浅町部落差別をなくす条例」では、次のような仕組みを規定している。

湯浅町部落差別をなくす条例 情報提供→調査→指導・助言→勧告→命令→公表

(モニタリング)

第9条 町長は、差別の助長及び拡散を抑止することを目的に、モニタリングを行うものとする。

2 町長は、前項に規定するモニタリングにおいて、町に関係する差別書込み等を発見した場合は、必要な方法によりそれを消去するよう努めるものとする。

3 町民等及び事業者は、町に関係する差別書込み等を発見した場合は、町長に報告するものとする。

4 町長は、前項に規定する報告を受けた場合は、内容を確認し、必要と認める場合は、それを消去するよう努めるものとする。

(差別行為の情報提供)

第11条 町民等は、差別行為を知りえた場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。

2 事業者は、業務中又は管理する施設内で差別行為を発見した場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。

3 被差別者は、当該差別行為の解消を目的に、町長に申し出ることができる。

(差別行為の調査)

第12条 町長は、前条各項に規定する情報提供を受けた場合は、当該差別行為の調査を行うものとする。

2 事業者は、前条第2項に規定する情報提供を行った場合は、業務に支障がない範囲で、当該差別行為に係る調査に協力するよう努めるものとする。

3 町長は、第1項に規定する調査の経過及び結果について、審議会に諮問するものとする。

(差別者への指導及び助言)

第13条 町長は、審議会の答申を踏まえ、差別者の誤解、偏見等を取り除くことを目的に指導又は助言（以下「指導等」という。）を行うものとする。

2 町長は、必要と認める場合は、差別者の家族等に指導等を行うことができる。
(差別者への勧告)

第14条 町長は、前条に規定する指導等を行ったにもかかわらず、差別者がその指導等に従わない場合及び差別行為を繰り返す場合は、差別行為を行わないよう勧告することができる。

(差別者への命令)

第15条 町長は、前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

(差別者の氏名等の公表)

第16条 町長は、前条に規定する命令を受けた者が正当な理由なく命令に従わない場合は、その者の氏名等を公表することができる。

2 町長は、前条の規定により氏名等を公表する場合は、あらかじめ公表されるべき者にその理由を告知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(被差別者の支援及び救済)

第17条 町は、この条例に定めるもののほか、被差別者への支援及び救済に積極的に努めるものとする。

※ 「差別行為」とは、「誤解や偏見に起因する個人若しくは不特定多数又は被差別部落等を対象とした言動、落書き等の部落差別と見なされる誹謗中傷行為、就職又は結婚等を理由とする被差別部落の調査及びその他これらに類する行為」をいう(第2条第5号)。

※ モニタリング等のほか、情報提供・申出→調査→指導・助言→勧告→命令→氏名等の公表を規定。

※ 差別行為の調査の経過及び結果を部落差別に識見を有する者等で構成される審議会に諮問し、その答申を踏まえて指導及び助言をすることとなっている。

3. 女性・性に関する差別

「三重県男女共同参画推進条例」では基本計画に定める事項としてのみ規定されているが、多くの男女共同参画推進条例では、条例自体に県等の男女協働参画に関する施策等についての苦情の処理や、男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する救済措置について規定している。それらについては、①オンブズパーソン型、②委員(会)型、③審議会型、④首長型、⑤相談申出型の5つのタイプに類型化できるとされている(大西洋世「自治体における男女平等オンブズパーソン制度」『都市問題』第95巻第2号(平成16年)。以下の各類型の説明についても、本文献に主に依拠。)

オンブズパーソン型は、地方自治体が、首長から独立した機関を設置して、当該機関が苦情の処理等の対応を行うものである。例えば、「埼玉県男女共同参画推進条例」では次のように規定されており、本規定に基づき「埼玉県男女共同参画苦情処理委員」が設置されている。

(苦情の処理)

- 第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。
- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

**委員（会）型は、申し出られた事案について、首長が設置した委員又は委員会
が対応・調査を行い、首長に答申するもの**である。申出に関する最終的な決定権者が首長であることが、オンブズパーソン型と異なるとされている。例えば、「男女平等参画推進なごや条例」では、次のように規定されている。

(苦情の処理)

- 第20条 市長の附属機関として、名古屋市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。
- 2 市民及び事業者は、市が実施する推進施策若しくは平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情がある場合、市長に申し出ることができる。
- 3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。
- 4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。
- 5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、苦情の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

審議会型は、首長に申し出られた事案への対応について、必要に応じて首長が審議会の意見を聴くことができるというものである。例えば、「福井県男女共同参画推進条例」では、次のように規定されている。

(相談および苦情の処理)

第 21 条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為について、県民等から相談があったときは、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し適切な処理をするよう努めるものとする。

3 知事は、前項に規定する申出の処理に当たり特に必要があると認めるときは、福井県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

首長型は、首長に申し出ることができ、首長が適切に対応するものである。関係機関と協力して助言や指導を行うとされている場合もある。例えば、「奈良県男女共同参画推進条例」では、次のように規定されている。

(苦情及び相談の処理)

第 15 条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。

相談申出型は、行政や私人間の事案について、「苦情の申出」ではなく、首長に「相談」、「申出」又は「相談の申出」ができるというものである。これまでの4つのタイプと最も異なる点は、原則としては、申出者の話を聴くだけで、加害者や関係者に対する調査ができないことであるとされている。例えば、「沖縄県男女共同参画推進条例」では、次のように規定されている。

(苦情等の相談)

第 17 条 知事は、男女共同参画の推進に関し、県民又は事業者から、苦情又は申出があった場合は、相談に応じるものとする。

4. ヘイトスピーチ

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 公の施設の利用基準策定／

勧告→命令→公表・罰則

(勧告)

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあっては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等在不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動
- (2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動(市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等(市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。)を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。
- 3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

※ 禁止規定に違反し、再び同様の行為を行おうとする者に対し、まず「勧告」をし、この「勧告」に従わず、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、「命令」をし、この「命令」に従わなかったときに、命令を受けた者の氏名等を「公表」をするとともに、罰則を設けており、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みとしている。

※ 市の判断に当たっては、学識経験者で構成される審査会の意見を聴くこととし、また、秩序罰（過料）ではなく行政刑罰（罰金）を選択することで、一行政機関たる市長の判断だけではなく、検察、裁判所といった司法機関による二重三重の過程を経ることとしている。

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

公の施設の利用制限／拡散防止措置・公表

（公の施設の利用制限）

第十一条 知事は、公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、公の施設の利用制限について基準を定めるものとする。

（拡散防止措置及び公表）

第十二条 知事は、次に掲げる表現活動が不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表するものとする。ただし、公表することにより第八条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

一 都の区域内で行われた表現活動

二 都の区域外で行われた表現活動（都の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 都民等に関する表現活動

イ アに掲げる表現活動以外のものであって、都の区域内で行われた表現活動に係る表現の内容を都の区域内に拡散するもの

2 前項の規定による措置及び公表は、都民等の申出又は職権により行うものとする。

3 知事は、第一項の規定による公表を行うに当たっては、当該不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

4 第一項の規定による公表は、インターネットを利用する方法その他知事が認める方法により行うものとする。

(審査会の意見聴取)

第十三条 知事は、前条第一項各号に定める表現活動が不当な差別的言動に該当するおそれがあると認めるとき又は同条第二項の規定による申出があったときは、次に掲げる事項について、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、同項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る表現活動が同条第一項各号のいずれにも該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

- 一 当該表現活動が前条第一項各号のいずれかに該当するものであること。
- 二 当該表現活動が不当な差別的言動に該当するものであること。

- 2 知事は、前項ただし書の場合には、速やかに審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は知事に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。
- 3 知事は、前条第一項の規定による措置又は公表を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

※ ヘイトスピーチに該当するかどうか等について、また、拡散防止措置や公表に当たって、学識構成者等で構成される審査会への意見聴取について規定。

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例 拡散防止措置・公表

(拡散防止の措置及び認識等の公表)

第5条 市長は、次に掲げる表現活動がヘイトスピーチに該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置をとるとともに、当該表現活動がヘイトスピーチに該当する旨、表現の内容の概要及びその拡散を防止するためにとった措置並びに当該表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表するものとする。ただし、当該表現活動を行ったものの氏名又は名称については、これを公表することにより第1条の目的を阻害すると認められるとき、当該表現活動を行ったものの所在が判明しないときその他特別の理由があると認めるときは、公表しないことができる。

- (1) 本市の区域内で行われた表現活動
- (2) 本市の区域外で行われた表現活動(本市の区域内で行われたかどうか明らかでない表現活動を含む。)で次のいずれかに該当するもの
 - ア 表現の内容が市民等に関するものであると明らかに認められる表現活動
 - イ アに掲げる表現活動以外の表現活動で本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの
- 2 前項の規定による措置及び公表は、表現活動が自らに関するヘイトスピーチに該当すると思料する特定人等である市民等の申出により又は職権で行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係るヘイトスピーチを行ったものに公表の内容及び理由を通知するとともに、相当の期間を定めて、意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該公表に係るヘイトスピーチを行ったものの所在が判明しないとき又は当該公表の内容が次条第3項の規定に基づき第7条の規定による大阪市ヘイトスピーチ審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴く対象とした公表の内容と同一であり、かつ、審査会において当該公表の内容が妥当であるとの意見が述べられたときは、この限りでない。
- 4 前項本文の意見は、市長が口頭であることを認めたときを除き、書面により述べなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定による公表に当たっては、当該ヘイトスピーチの内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。
- 6 第1項の規定による公表は、インターネットを利用する方法その他市規則で定める方法により行うものとする。

（審査会の意見聴取）

第6条 市長は、前条第2項の申出があったとき又は同条第1項各号に掲げる表現活動がヘイトスピーチに該当するおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。ただし、同条第2項の申出があった場合において、当該申出に係る表現活動が同条第1項各号のいずれにも該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

- (1) 当該表現活動が前条第1項各号のいずれかに該当するものであること
- (2) 当該表現活動がヘイトスピーチに該当するものであること

- 2 市長は、前項ただし書の規定により審査会の意見を聴かなかったときは、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は市長に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。
- 3 市長は、前2項の規定に基づく審査会の意見が述べられた場合において、前条第1項の規定による措置及び公表をしようとするときは、当該措置及び公表の内容について、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。ただし、同項の規定による措置については、緊急を要するときその他第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴かないでとることができる。
- 4 市長は、前項ただし書の規定により審査会の意見を聴かないで前条第1項の規定による措置をとったときは、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は市長に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。
- 5 市長は、前項の規定に基づく審査会の意見が述べられたときは、前条第1項の規定による公表において、当該意見の内容を公表するものとする。

※ ヘイトスピーチに該当するかどうか等について、また、拡散防止措置や公表に当たって、学識構成者等で構成される審査会への意見聴取について規定。

※ 本条例の拡散防止措置や公表の規定については、表現の自由を定めた日本国憲法第 21 条第 1 項等に違反し無効であるとして住民訴訟が提起されていたが、令和 2 年 1 月 17 日に大阪地方裁判所は、本条例は合憲であるとして、原告側の請求を棄却する判決を行った。この判決では、氏名公表などで表現活動が一定程度抑止されるとして、本条例は表現の自由を制限する側面を持つと指摘しつつ、規制を必要とする程度は高く、条例による規制の目的は合理的であり正当なものであり、また、条例に基づく拡散防止措置は表現活動の後に行われ、審査会への諮問が予定されていることなどから、公共の福祉による合理的で必要やむを得ない程度の制限にとどまると判断されている。

5. 障がい者差別

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

相談→助言・あっせんの申立て→助言・あっせん→勧告

第三章 障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備

第一節 相談体制

(相談)

第十六条 県は、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの第十条及び第十一条に規定する障がいを理由とする差別（以下「差別事案」という。）に関する相談に応じなければならない。

- 2 県は、差別事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び関係者間の調整を行うこと。
 - 二 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- 3 県は、前項の業務のほか、市町において応じた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十四条に規定する障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を支援するため、必要な助言を行うものとする。
- 4 県は、第二項の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第二項に規定する障害者虐待、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十五条に規定する不当な差別的取扱いその他の障がい者の権利利益を侵害するもの（次条第四項において「障がい者の権利利益を侵害するもの」という。）であると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の必要な対応を図るものとする。

(県における相談員の設置)

第十七条 県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談に応じる者として、相談員を置く。

2～6 (略)

第二節 紛争の解決を図るための体制

(助言及びあっせんの申立て)

第十八条 障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、前二条の規定による相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

- 2 障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して前項の申立てをすることができない。
- 3 第一項の申立ては、行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過した差別事案に係るものであるときは、することができない。

(助言及びあっせん)

第十九条 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でない認められるときは、この限りでない。

- 2 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、当該申立てをした者(第二十三条及び第二十四条第六項において「申立人」という。)、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- 3 知事は、助言又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。
- 4 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は地方独立行政法人であるときは、前項の規定にかかわらず、知事は、助言又はあっせんを行うに当たり、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、あっせんによっては前条第一項の申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

(勧告)

第二十一条 知事は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(意見の聴取)

第二十二条 知事は、前条の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(助言及びあっせんの状況の公表)

第二十三条 知事は、差別事案の発生防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

※ これらの仕組みの対象となる差別事案は、行政機関等及び事業者における障がい理由とする差別(第10条・第11条)である。

※ 相談→助言・あっせんの申立て→助言・あっせん→勧告について規定。(別途、助言・あっせんの状況(氏名等の関係人の秘密は除く。))の公表を規定。)

※ 助言・あっせんに当たっての必要に応じた三重県障がい者差別解消調整委員会への意見聴取(県等が当事者の場合は義務)を規定。

※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 14 条において、地方公共団体に対して差別に関する紛争の防止や解決のための体制の整備を図ることが義務付けられていることから、他県の障がい者差別解消に関する条例においても、三重県と類似した差別事案に係る紛争解決のための仕組みを規定したものが多くみられる。